移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

2　配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

3　放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

□協議第26号　各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて

1　水道事業

(1)水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(2)水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(3)加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、2万円とする。

(4)手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。

(5)西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。

2　下水道事業

(1)公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。

(2)下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

(3)受益者負担金等について

①単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

②納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。

③前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。

(4)生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(5)水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。

(6)西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。

委員　調整方針は現行どおりとなっているが、努力があっていいのではないか。年度を示し安い西条市あわせてはどうか。合併のメリットはスケールメリットだから、コストが高くついているのだろうが、当分の間現行どおりでいいのか。3年なり5年なりで安いところに合わす自助努力があっていいのではないか。

委員　協議事項の中で、「新市移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。」が多い。難しい問題を確認するには、具体的に最終的見通しがないと確認できにくいと思う。できる範囲で最終目標を掲げていただいた方が、確認できやすいと思う。

事務局　上下水道事業の調整方針では、新市移行後、適当な時期に調整を行いたい。分科会、専門部会で検討したが、明確に何年度ということには至っていないので、新市移行後、様子を見ながら調整をしたい。

委員　小松町、丹原町の住民にとっては、西条市などは水が豊富で安いということが合併メリットである。半分に近づけるとか、5年を目途にするとか、ある程度できることなら具体的に文言を入れてあげることが、地域のみなさんには夢がわいてくるのではないか。なんでも現行という言葉がいいのだろうか。

副会長　水道事業会計は特別事業会計でそれぞれ水系が違い、投資経費も違う。もし将来、西条の水道と小松の水道が直結になった場合は、水道料金を調整していかなければならない時期が必ずくると思う。何年を目途にというのは新市が発足しないと明文化できないと思う。水はほしいが、現状ではそうならないし、料金も現行でしかたないと認識している。

副会長　丹原町では、平成16年度に上水道・簡易水道が完成するので、その後は水道料金を上げなくていいだろうと思っている。西条市・東予市は、水はたくさんあろうかと思うが、今から設備投資をし、全域を上水道にすると、水道単価がはるかに上がるのではないかと思う。現在、独立会計でしているので、いずれ西条の水をもらい丹原の上水道に流すときには統一した単価にしてもらうということでお願いしたい。

副会長　水道の問題については、3年間は現行どおりでその後は全部を繋ぎ効率的な運営により単価をずっと安くできると、3年間は合併の効果として100数億でると、それを入れてでも3年間の間でも引き下げていくという話をされたのではないかと思う。おそらく圏域のみなさんは期待しているのだろう。合併の過渡期3年間の間でも、本来計算すれば、そうならないけど合併の効果として政策的に単価をさげるとかサービスを上げるとかできないか、しっかりと協議会で協議していきたいと思う。

委員　小さいところが大きいところに市民サービス、生活が近づけることが合併のメリットである。金額がはっきりしているのだから、可能なら西条市に近づける調整案にしてもらいたい。

□協議第27号　各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。

個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。

市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。

以上3件の新規提案案件は継続協議となりました。

2市2町の水道料金の比較

条件：量水器使用料、消費税を含む

団体	基本料金（10m³/月）	平均的使用料金（30m³/月）
西条市	680円	2,700円
東予市	987円	3,507円
丹原町	1,330円	4,530円
小松町	1,344円	5,202円

【参考】基本料金（10m³/月）
松山市1,050円/月・新居浜市876円/月